

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年8月4日（令和4年（行個）諮問第5172号）

答申日：令和6年1月29日（令和5年度（行個）答申第5124号）

事件名：本人に対する療養補償給付等の不支給決定に係る調査復命書等の一部  
開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「①令和3年特定月日Aに私が特定労働基準監督署へ提出した労働者災害補償保険療養及び休業請求に係る申立書及び書類②令和3年特定月日B付けで、特定労働基準監督署長が、私の労働者災害補償保険療養及び休業不支給決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年2月10日付け埼労発基0210第1号により埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるといものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

本件で開示を求めた文書は審査請求人の労災申請に係る、令和3年特定月日Aに審査請求人が特定労働基準監督署へ提出した労働者災害補償保険療養及び休業請求に係る申立書及び添付書類、及び、令和3年特定月日B付で、特定労働基準監督署長が、審査請求人の労働者災害補償保険療養及び休業不支給決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切であり、これに対して部分開示の決定がなされた。

不開示とされた部分について不服であるのは、事業者（審査請求人の雇用者）の弁明に関する記載の大半が不開示とされている点である。

すなわち、調査復命書は、たとえば審査請求人が合理的な理由がない指導（ゆえにパワハラ行為）であると主張している出来事について、事業者（審査請求人の雇用者）から弁明を踏まえて、事業者の対応に問題がなか

ったとして「業務指示の範囲内の指導」と判断され、審査請求人の主張を排斥している。その結果、「強い指導があったとまではいえない」として「心理的負荷の強度は「弱」と判断する」とされており、事業者の弁明の内容を踏まえて、心理的負荷の強弱という労災認定の重要要素の評価を行っている。そうすると、審査請求人としては「業務指示の範囲内の指導」ではなかったことに反論するために事業者の弁明を分析・反証する必要があるが、事業者の弁明に関する記載の大半が不開示とされており、これにより分析・反証が不可能となっており、審査請求人の権利利益の保護が大きく毀損された事態が生じている。

処分庁は部分開示とした理由を法14条3号ロ、同条7号柱書等としている。

しかし、まず同条3号ロは、「当該条件が合理的なものと認められる限り」とされており、心理的負荷の強弱との労災認定の重要要素に関わる事項に関する弁明を不開示とすることが合理的なものとはいえない。14条7号柱書の「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に関して、審査基準「個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」といえるものであることが求められる。」に照らして、審査請求人の権利利益を大きく毀損していることとの比較衡量を満たしたものとは思われない。

以上の事情から、不開示とされた事項について開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書（不開示情報該当性について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当する部分を追加するものであり、下記3（2）ア（ア）、イ、ウ（イ）及び別表において下線部で示す。）によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年12月10日付け（同月13日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和4年5月2日付け（同月6日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

#### 3 理由

- (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「①令和3年特定月日Aに提出した労働者

災害補償保険療養・休業請求申立書及び書類②令和3年特定月日B付け労働者災害補償保険療養・休業不支給決定に係る実地調査復命書及び添付資料一切」に記録された審査請求人を本人とする個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書1の①、2の②、3の①、4の①、4の②、6の①、7の①、8の①、9の①及び10の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、署名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 文書1の②、6の③、8の③、9の②及び10の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性

(ア) 文書4の②、4の③及び7の②の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 文書4の②の不開示部分は、特定法人の組織に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報を開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 文書2の①、3の②及び4の②の不開示部分は、特定法人が一般に公にしていない情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

#### ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 文書1の②，6の③，8の③，9の②及び10の②は，特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり，審査請求人以外の特定個人から聴取した内容であり，これらの情報が開示された場合には，審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは，上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて，これらの情報を開示するとした場合，被聴取者が心理的に大きな影響を受け，被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし，労災請求人側，法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し，公正で適確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって，これらの情報は，開示することにより，労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法14条7号柱書きに該当するため，不開示を維持することが妥当である。

(イ) 文書2の①，3の②及び4の②の不開示部分は，特定法人が一般に公にしていない情報であり，行政機関の要請を受けて，提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって，通例として開示しないこととされているものであることは，上記イ（イ）で既に述べたところである。

上記の対象保有個人情報に加えて，文書1の①及び9の①の不開示部分についても，これらの情報は，守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき，当該法人に理解と協力を求めた上で得られたものであることから，当該情報を開示するとした場合には，このことを知った当該法人だけでなく関係者の信頼を失い，労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり，公正で適確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって，これらの情報は，開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法14条7号柱書きに該当するため，不開示を維持することが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり，本件審査請求については，原処分において不開示とした部分のうち，別表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げる情報であって，同表中「法14条該当号」欄に「新たに開示」と表示した情報については，法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し，同表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げるその余の情報については，同表中「法

14条該当号」欄に表示する各号に該当することから、不開示を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年8月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年9月8日 審議
- ④ 令和5年12月7日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月14日 諮問庁から補充理由説明書を収受
- ⑥ 令和6年1月24日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

###### ア 通番5、通番7（2）及び通番12（2）

当該部分は、審査請求人から提出された休業補償給付支給請求書（以下「請求書」という。）、審査請求人の診断書及び審査請求人の主治医の意見書に記載された、医師の署名、氏名及び印影である。

このうち、通番5の請求書は、休業補償給付の支給を受けようとする者が、医療機関及び事業主から証明を受けて、労働基準監督署に提出するものとされている（労働者災害補償保険法施行規則13条）。このため、請求書に記載された医師の署名及び印影は、請求書の記載の一部であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

通番7（2）は、同診断書に記載された医師の氏名及び印影、通番12（2）は、同意見書に記載された医師の署名及び印影であり、請求書に記載されたものと同じものであると認められる。個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を知り得るとしても開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

これらの部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番1(1)、通番12(3)及び通番18(1)

通番1(1)は、特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書(以下「調査復命書①」という。)に、通番12(3)は、審査請求人の診療録に、通番18(1)は、埼玉労働局地方労災医員の意見書に記載された審査請求人の主治医の氏名であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番1(2)、通番16及び通番18(2)

通番1(2)は、調査復命書①に、通番16は、医学的意見の要否等に係る調査復命書(以下「調査復命書②」という。)に、通番18(2)は、埼玉労働局地方労災医員の意見書に記載された特定事業場関係者の氏名及び職名である。

これらの部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において既に開示されている情報から、審査請求人が知り得る情報又は推認できる情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番3、通番8及び通番9

(ア) 通番8は、本件労災請求事案に対する特定事業場の回答文書である。

a 当該回答文書に記載された表題、宛先、日付、事業場名称・所在地・代表者氏名等は、これを開示したとしても、特定事業場が不利益を受けるおそれがあるとは考え難い。

b 上記a及び通番8(2)を除く当該部分は、当該回答文書に記載された特定事業場における事業の概要、審査請求人の労働条件、経歴、業務内容及び通勤に関する情報等であり、特定事業場の社員であった審査請求人が知り得る情報又は推認できる情報であると認められる。

(イ) 通番9は、特定事業場が審査請求人に発行した健康保険・厚生年

金保険資格取得証明書に押印された特定事業場の印影であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

通番8(2)は、当該回答文書に押印された特定事業場の印影であり、当該証明書に押印された印影と同一であると認められる。

(ウ) 通番3は、調査復命書①の添付資料一覧の記載の一部である。

当該部分は、本件労災請求事案に関し、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された資料の名称が記載されているが、上記(ア)において開示すべきこととしている保有個人情報から、審査請求人が知り得ることになるものと認められる。

(エ) 通番8は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

通番3及び通番8は、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

通番8及び通番9は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

(オ) したがって、通番8は法14条2号に、通番3及び通番8は同条3号ロ及び7号柱書きに、通番8及び通番9は同条3号イに該当せず、開示すべきである。

オ 通番6は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された報告書に記載された宛先、日付、表題、特定事業場の名称及び電話番号並びに事務的な連絡等である。

これらの部分を開示したとしても、特定事業場が不利益を受けるおそれがあるとは考え難く、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番7(1)は、審査請求人の健康診断結果報告書等であり、当該健康診断を実施した医師の氏名等が記載されている。

(ア) 当該健康診断結果報告書等の一部は、原処分において既に開示されている情報から、審査請求人に通知されているものと思料され、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

(イ) 上記(ア)を除く当該健康診断結果報告書等に記載されている当該医師の氏名は、上記(ア)に記載されている氏名と同一であり、審査請求人が知り得る情報又は推認できる情報と認められる。

(ウ) したがって、当該各部分は、上記アと同様の理由により、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

キ 通番12(1)は、特定労働基準監督署から特定医療機関宛ての文書に記載された特定医療機関の長の氏名である。

当審査会事務局職員をして特定医療機関の公式ウェブサイトを確認させたところ、当該部分は、同ウェブサイトにて既に公表されており、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性

通番1①aは、調査復命書①に記載された特定事業場関係者の氏名及び職名、通番4は、資料一覧に記載された特定事業場関係者の氏名等、通番5は、薬剤費請求内訳書に記載された特定医療機関担当医の氏名、通番7は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された資料に記載された審査請求人以外の関係者の職名、氏名、印影及び携帯電話番号等、通番10は、特定労働基準監督署から特定事業場宛ての依頼文書に記載された特定事業場関係者の所属及び氏名等並びに聴取書に記載された特定事業場関係者の住所、職業、氏名、生年月日及び署名等、通番12は、審査請求人の診療録に記載された特定医療機関関係者の氏名等、通番14は、電話録取書に記載された特定事業場関係者の職氏名、通番16①aは、調査復命書②に記載された特定事業場関係者の氏名及び職名、通番18は、埼玉労働局地方労災医員の意見書に押印された同医員の印影並びに特定事業場関係者の氏名及び職名等である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号, 3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性

通番8は, 本件労災請求事案に対する特定事業場の回答文書及び調査復命書①の添付資料である。

(ア) 当該回答文書には, 特定事業場関係者の職氏名が記載されている。

したがって, 当該部分は, 上記アと同様の理由により, 法14条2号に該当し, 同条3号イ及びロ並びに7号柱書きについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

(イ) 上記(ア)を除く当該部分は, 本件労災請求事案に対する特定事業場の回答をはじめ, 特定事業場の内部資料や本件労災請求事案の契機となった事案の状況を記録した資料など, 本件労災請求事案に対する特定事業場の認識及び対応について具体的かつ詳細に記録された文書であることが認められる。

これを開示すると, 当該事業場を始めとする関係者が, 今後, 労働基準監督機関に対する関係資料の提出等について非協力的となり, 労働基準監督機関に対して率直に説明等を行うことをちゅうちょするなど, 当該機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって, 当該各部分は, 法14条7号柱書きに該当し, 同条2号, 3号イ及びロについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性

(ア) 通番11及び通番15は, 特定事業場関係者からの聴取内容, 通番19は, 埼玉労働局地方労災医員の意見書の記載の一部, 通番2は, 特定事業場関係者の聴取内容及び同医員の意見書が引用された調査復命書①における記述, 通番17は, 特定事業場関係者の聴取内容が引用された調査復命書②における記述である。

当該部分は, これを開示すると, 被聴取者等が心理的に大きな影響を受け, 被聴取者等自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし, 労災請求人側, 事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し, 公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり, 開示することにより, 労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって, 当該部分は, 法14条7号柱書きに該当し, 同条2号について判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番1①b及び通番16①bは, 調査復命書①及び調査復命書②の「事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄に記

載された特定時点における特定事業場社員の職氏名等である。当該部分には、審査請求人が知り得る情報が含まれると認められるものの、被聴取者を示す記号が分かり難く付記されている。

このため、当該部分は、これを開示すると、特定労働基準監督署が聴取を行った相手方が誰であるかが明らかになり、その調査手法の一端が明らかとなって、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ該当性

通番13は、特定労働基準監督署の照会に対する特定の健康保険団体の回答書に押印された法人の印影である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号ロ及び7号柱書き該当性

通番3は、調査復命書①の添付資料一覧の記載の一部であり、本件労災請求事案に関し、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された資料の名称が記載されている。通番6は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された報告書であり、本件労災請求事案に対する特定事業場の回答が記載されている。

したがって、当該各部分は、上記イ（イ）と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号及び文書名	2 原処分における不開示部分		3 2欄のうち開示すべき部分
	該当箇所	法14条各号該当性 通番	
文書1 調査復命書①	① a (氏名・職名) 1頁ないし9頁, 1 1頁ないし18頁, 20頁ないし31 頁, 35頁ないし3 8頁 (氏名) 34頁	2号	1  (1) 34頁氏名 (2) 1頁, 2頁2枠目4行目12文字 目ないし15文字目, 18 文字目ないし41文字目, 5行目1文字目ないし11 文字目, 35行目24文字 目ないし40文字目, 36 行目1文字目ないし6文字 目, 38文字目ないし最終 文字, 38行目1文字目な いし4文字目, 40行目7 文字目ないし14文字目, 4頁, 5頁1枠目3行目23文字 目ないし26文字目, 32 文字目ないし4行目6文字 目, 13文字目ないし20 文字目, 27文字目ないし 34文字目, 5行目6文字 目ないし9文字目, 6行目 7文字目ないし8文字目, 14行目7文字目ないし8 文字目, 17行目7文字目 ないし8文字目, 5頁2枠目3行目1文字目 ないし8文字目, 6行目1 文字目ないし8文字目, 17頁「認定事実」欄3行 目11文字目ないし18文 字目, 22文字目ないし2 5文字目, 25頁「認定事実」欄1行 目23文字目ないし26文 字目, 32文字目ないし3 9文字目, 46文字目ない し2行目3文字目, 10文 字目ないし17文字目, 2 4文字目ないし27文字 目, 3行目7文字目ないし
	① b <u>40頁</u> 氏名・ 職名 (③を除く)	2号, <u>7号</u> <u>柱書き</u>	

					8文字目，9行目7文字目 ないし8文字目， 29頁「認定事実」欄1行 目1文字目ないし8文字 目，3行目1文字目ないし 8文字目， 35頁43行目47文字目 ないし44行目14文字 目，19文字目ないし25 文字目，40文字目ないし 45行目4文字目，8文字 目ないし13文字目，49 行目13文字目ないし16 文字目，19文字目ないし 42文字目，50行目1文 字目ないし10文字目， 36頁20行目23文字目 ないし39文字目，43文 字目ないし21行目3文字 目，35文字目ないし42 文字目，23行目1文字目 ないし4文字目，25行目 7文字目ないし14文字目 氏名・職名
		② 2頁，3頁，5 頁ないし9頁，11 頁ないし18頁，2 0頁ないし31頁， 35頁ないし38 頁，41頁聴取内容	2号，7号 柱書き	2	—
		③ 39頁不開示部 分，40頁1枠目不 開示部分，2枠目請 求人氏名	新たに開示	—	—
文書 2	資料一 覧	① 1頁不開示部分	3号口，7 号柱書き	3	項番7
		② 2頁氏名等	2号	4	—
		③ 2頁不開示部分 (②を除く)	新たに開示	—	—
文書 3	請求人 提出資 料関係	① (氏名) 5頁 (署名・印影) 8頁	2号	5	8頁署名・印影
		② 6頁不開示部分	3号口，7 号柱書き	6	1行目ないし3行目，6行 目ないし14行目
文書	事業場	① (職名・氏名・印	2号	7	(1) 26頁氏名・印影，

4	提出資料	影・携帯電話番号) 1頁, 77頁 (印影) 2頁 (氏名) 21頁ないし25頁, 27頁, 78頁, 79頁 (氏名・印影) 26 頁, 28頁ないし3 0頁			28頁氏名, 29頁氏名 (2) 30頁氏名・印影 (右端下の印影は除く)
		② 4頁ないし20 頁, 155頁ないし 167頁, 177頁 ないし187頁不開 示部分	2号, 3号 イ及びロ, 7号柱書き	8	(1) 4頁(8行目の担当 者(役職・氏名)部分, 1 5行目10文字目ないし1 6行目は除く), 5頁ない し7頁, 13頁6行目ない し9行目, 14頁ないし1 5頁 (2) 4頁法人の印影
		③ 176頁法人の 印影	3号イ	9	全て
文書 5	監督署 収集資料	—	—	—	—
文書 6	聴取書 等①	① (所属・氏名) 3 4頁, 57頁 (住所・職業・氏 名・生年月日) 35 頁, 47頁, 58 頁, 63頁 (署名) 43頁, 5 6頁, 61頁, 68 頁 (職名・氏名) 44 頁, 70頁 (氏名) 45頁ない し46頁	2号	10	—
		② 34頁, 44頁 ないし46頁, 57 頁, 70頁不開示部 分(①を除く) 58頁, 63頁聴取 場所	新たに開示	—	—
		③ 35頁ないし4 3頁, 47頁ないし 56頁, 58頁ない	2号, 7号 柱書き	11	—

		し61頁, 63頁ないし68頁, 71頁 聴取内容			
文書 7	医療関係資料	① (氏名) 3頁, 8頁, 9頁, 11頁, 12頁, 14頁, 15頁, 17頁 (署名・印影) 4頁 (署名) 22頁	2号	12	(1) 3頁氏名 (2) 4頁署名・印影 (3) 8頁一番上の氏名, 9頁氏名, 11頁上から3つ目及び6つ目の氏名, 12頁氏名, 14頁氏名, 15頁氏名, 17頁上から2つ目ないし4つ目氏名
		② 25頁法人の印影	3号イ	13	—
文書 8	聴取書等②	① 1頁職氏名	2号	14	—
		② 1頁名称欄	新たに開示	—	—
		③ 1頁聴取内容	2号, 7号 柱書き	15	—
文書 9	調査復命書②	① a 2頁, 5頁, 6頁, 18頁, 26頁, 31頁職名・氏名	2号	16	2頁, 5頁「具体的出来事」欄1 枠目3行目11文字目ない し18文字目, 22文字目 ないし25文字目, 5頁「具体的出来事」欄2 枠目3行目23文字目ない し27文字目, 4行目1文 字目ないし8文字目, 15 文字目ないし22文字目, 29文字目ないし5行目3 文字目, 10文字目ないし 13文字目, 6行目7文字 目ないし8文字目, 6頁1枠目1行目7文字目 ないし8文字目, 4行目7 文字目ないし8文字目, 6頁2枠目3行目1文字目 ないし8文字目, 6行目1 文字目ないし8文字目, 18頁「認定事実」欄3行 目11文字目ないし18文 字目, 22文字目ないし2 5文字目, 26頁「認定事実」欄1行 目23文字目ないし26文 字目, 32文字目ないし4
		① b 37頁職名・氏名 (③を除く)	2号, 7号 柱書き		

					0文字目, 46文字目ないし2行目4文字目, 11文字目ないし18文字目, 25文字目ないし28文字目, 3行目7文字目ないし8文字目, 9行目7文字目ないし8文字目, 31頁「認定事実」欄1行目1文字目ないし8文字目, 3行目1文字目ないし8文字目職名・氏名
		② 5頁ないし10頁, 12頁ないし33頁, 38頁聴取内容	2号, 7号 柱書き	17	—
		③ 36頁不開示部分, 37頁1枠目不開示部分, 2枠目請求人氏名	新たに開示	—	—
文書 10	意見書	① (印影) 2頁 (氏名) 4頁 (職名・氏名) 6頁 ないし9頁	2号	18	(1) 4頁氏名 (2) 6頁25行目12文字目ないし26文字目, 30文字目ないし26行目4文字目, 19文字目ないし30文字目, 27行目1文字目ないし6文字目, 32行目13文字目ないし16文字目, 19文字目ないし7頁1行目10文字目, 14文字目ないし23文字目, 8頁6行目23文字目ないし7行目7文字目, 11文字目ないし16文字目, 8行目15文字目ないし22文字目, 9行目1文字目ないし4文字目, 11行目7文字目ないし14文字目職名・氏名
		② 7頁ないし9頁, 11頁, 12頁聴取内容	2号, 7号 柱書き	19	—

(当審査会注)

文書1の①及び文書9の①に係る2欄の該当箇所の記載方法は、当審査会事

務局において整理した。